

一般社団法人 宮崎県幼稚園連合会と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学との
包括連携に関する協定書

一般社団法人 宮崎県幼稚園連合会（以下「甲」という。）と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学（以下「乙」という。）は、包括的連携協定に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、緊密な協力と信頼関係の下に相互に協力し、互いの持つ資源や機能、ノウハウなどを有効に活用して、宮崎県の将来を担う保育者の養成及び育成を目的とする。

（連携事業）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- (1) 保育者養成に関すること
- (2) 保育者の魅力発信に関すること
- (3) その他保育者の養成及び育成に両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第 3 条 甲及び乙は、この協定による連携協定の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づき活動において、知り得た秘密事項について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙から特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協 議）

第 6 条 本協定に定める事項について、疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 6 年 9 月 6 日

甲 宮崎県宮崎市瀬頭2丁目5-2 スカイライト 301
一般社団法人 宮崎県幼稚園連合会

会長

森 迫 建 博



乙 宮崎県宮崎市清武町加納丙 1415 番地
学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学

学長

村 上 昇

